



県 章

滋賀県公報

平成 24 年 (2012 年)
1 1 月 2 6 日
号 外 (1)
月 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次

監 査 委 員 公 告

監査の結果に関する報告の公表公告.....	1
監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告.....	7

監 査 委 員 公 告

監査の結果に関する報告の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき執行した平成23年度を対象年度とする定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成24年11月26日

滋賀県監査委員	宇	賀	武
"	平	居	新 司 郎
"	山	田	実
"	谷	口	日 出 夫

監査の結果に関する報告

1 監査執行対象機関名および監査執行年月日

監査執行対象機関名	監査執行年月日
知事直轄組織	
秘書課	平成24年 7 月17日
広報課	平成24年 7 月25日
防災危機管理局	平成24年 7 月30日
総合政策部	
企画調整課	平成24年 7 月19日
県民活動生活課	平成24年 7 月19日
文化振興課	平成24年 7 月13日
男女共同参画課	平成24年 7 月12日
人権施策推進課	平成24年 7 月12日
情報政策課	平成24年 7 月19日
統計課	平成24年 7 月12日
総務部	
総務課	平成24年 7 月17日
人事課	平成24年 7 月30日
財政課	平成24年 7 月23日
税政課	平成24年 7 月25日
自治振興課	平成24年 7 月17日
検査課	平成24年 7 月20日
事業課	平成24年 7 月23日
琵琶湖環境部	

環境政策課	平成24年 7 月23日
琵琶湖政策課	平成24年 7 月23日
温暖化対策課	平成24年 7 月23日
循環社会推進課	平成24年 7 月26日
下水道課	平成24年 7 月20日
森林政策課	平成24年 7 月26日
森林保全課	平成24年 7 月26日
自然環境保全課	平成24年 7 月20日
健康福祉部	
健康福祉政策課	平成24年 8 月 6 日
健康長寿課	平成24年 8 月 9 日
医療福祉推進課	平成24年 8 月10日
障害福祉課	平成24年 8 月 6 日
医務業務課	平成24年 8 月10日
生活衛生課	平成24年 8 月 6 日
医療保険課	平成24年 8 月 6 日
子ども・青少年局	平成24年 8 月 9 日
商工観光労働部	
商工政策課	平成24年 8 月 2 日
商業振興課	平成24年 7 月31日
新産業振興課	平成24年 8 月 2 日
労働雇用政策課	平成24年 8 月 2 日
観光交流局	平成24年 7 月31日
農政水産部	
農政課	平成24年 8 月 7 日
食のブランド推進課	平成24年 8 月 7 日
農業経営課	平成24年 8 月 7 日
畜産課	平成24年 8 月 9 日
水産課	平成24年 8 月 7 日
耕地課	平成24年 8 月 9 日
農村振興課	平成24年 8 月 9 日
土木交通部	
監理課	平成24年 8 月 3 日
交通政策課	平成24年 7 月31日
交通事故相談所	平成24年 7 月31日
道路課	平成24年 8 月 3 日
砂防課	平成24年 7 月31日
都市計画課	平成24年 8 月 2 日
住宅課	平成24年 8 月 3 日
建築課	平成24年 8 月 3 日
流域政策局	平成24年 8 月 3 日
会計管理局	平成24年 7 月17日
企業庁	平成24年 7 月25日
病院事業庁	

経営管理課	平成24年 7 月19日
成人病センター	平成24年 7 月13日
小児保健医療センター	平成24年 7 月13日
精神医療センター	平成24年 7 月12日
議会事務局	平成24年 8 月 7 日
教育委員会事務局	
教育総務課	平成24年 7 月26日
教職員課	平成24年 7 月27日
福利課	平成24年 7 月26日
学校教育課	平成24年 7 月27日
人権教育課	平成24年 7 月27日
生涯学習課	平成24年 7 月27日
スポーツ健康課	平成24年 7 月30日
文化財保護課	平成24年 7 月30日
埋蔵文化財センター	平成24年 7 月30日
琵琶湖文化館	平成24年 7 月30日
人事委員会事務局	平成24年 7 月20日
監査委員事務局	平成24年 7 月26日
労働委員会事務局	平成24年 7 月25日
警察本部	平成24年 8 月10日

2 監査の結果

(1) 指摘事項

知事直轄組織防災危機管理局

職員の不注意による公用車の事故（県過失割合 100%）が発生し、1,079,558円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。

総務部財政課

普通財産貸付料収入について、平成24年 5 月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ287,004円増加し、1,294,938円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

健康福祉部医務薬務課

看護職員修学資金貸付金の償還金等について、平成24年 5 月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ576,814円増加し、12,475,114円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

健康福祉部子ども・青少年局

母子福祉資金貸付金の償還金等について、平成24年 5 月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ1,341,801円増加し、39,635,268円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

土木交通部流域政策局

行政代執行に係る弁償金について、平成24年 5 月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ731,850円増加し、7,535,850円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

病院事業庁精神医療センター

平成23年度病院事業会計における患者負担金収入について、平成24年5月末日現在の収入未済額は、前年同様に比べ、1,524,936円増加し、11,729,478円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

教育委員会事務局学校教育課

(7) 高等学校奨学資金貸付金の返還金について、平成24年5月末日現在の収入未済額は、前年同様に比べ18,566,402円増加し、123,737,448円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

(1) 高等学校定時制課程および通信制課程修学奨励金の返還金において、平成24年5月末日現在、105,000円の収入未済が発生しているため、速やかな収納に努められたい。

教育委員会事務局人権教育課

地域改善対策修学奨励資金貸付金の償還金等について、平成24年5月末日現在の収入未済額は、前年同様に比べ11,457,393円増加し、87,403,421円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

警察本部

(7) 職員の不注意による公用車の事故（県過失割合100%）が発生し、保険により1,695,000円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。（生活環境課）

(1) 職員の不注意による公用車の事故（過失割合未確定）が発生し、保険により56,750円が支払われているほか、公用車および相手側に損害が発生している。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。（捜査第二課）

(ウ) 職員の主たる不注意による公用車の事故（県過失割合80%）が発生し、保険を含めて2,908,581円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。（鑑識課）

(I) 職員の不注意による公用車の事故（県過失割合100%）が発生し、保険により254,100円が支払われているほか、公用車に損害が発生している。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。（交通機動隊）

(2) 指導事項

指摘には至らないものの、注意すべきものとして指導した事項は次のとおりである。

(7) 収入関係（10件）

- ・ 調定もれまたは調定誤りがあるもの（流域政策局）
- ・ 調定・収入時期が遅延しているもの（事業課、スポーツ健康課）
- ・ 貸付金の償還金、使用料等について、収入未済の解消を求めるもの（総務課、健康福祉政策課、障害福祉課、子ども・青少年局、商工政策課、新産業振興課、流域政策局）

(1) 支出関係（3件）

- ・ 支払いの時期が遅延しているもの（学校教育課）
- ・ 諸手当の支給を誤っているもの（防災危機管理局）
- ・ 補助金等に係る手続が適正でないもの（総務課）

(ウ) 契約関係（4件）

- ・ 予定価格が適正に作成されていないもの（小児保健医療センター、精神医療センター）
- ・ 最低制限価格の設定が適切でないもの（小児保健医療センター）
- ・ 契約変更が適期適切に処理されていないもの（スポーツ健康課）

(I) 財産関係（9件）

- ・ 公用車の事故の防止を求めたもの（自治振興課、琵琶湖政策課、循環社会推進課、医務薬務課、食のブランド推進課、水産課、砂防課、企業庁、警察本部）

(3) 留意事項

上記に掲げる事項以外で注意を要するものとした事項は次のとおりである。

(7) 収入関係（21件）

- ・ 調定もれまたは調定誤りがあるもの（新産業振興課、監理課）
- ・ 調定・収入時期が遅延しているもの（自然環境保全課）
- ・ 貸付金の償還金、使用料等について、収入未済の解消を求めるもの（人事課、医療福祉推進課、子ども・青少年局、食のブランド推進課）
- ・ 県税、貸付金の償還金、使用料等について、収入未済額は前年同期に比べ減少しているものの、引き続きその解消を求めるもの（文化振興課、財政課、税政課、循環社会推進課、森林政策課、健康長寿課、商業振興課、農政課、水産課、住宅課、成人病センター、小児保健医療センター、教職員課、警察本部）

(1) 支出関係（14件）

- ・ 諸手当、賃金の支給を誤っているもの（循環社会推進課、障害福祉課、農業経営課、成人病センター、精神医療センター、学校教育課）
- ・ 旅費の支給を誤っているもの（情報政策課、財政課、子ども・青少年局、交通政策課、道路課、住宅課、小児保健医療センター、教職員課）

(4) 上記以外の機関については、財務に関する事務の執行について、特に指摘・指導すべき事項は認められなかった。

3 意見

平成24年7月12日から平成24年8月10日までの間に実施した75機関に係る監査の結果、次のとおり意見を付す。

(1) 時間外勤務について（総務部人事課）

平成23年度の時間外勤務実績をみると、一部の所属において計画と実績に大きな乖離がみられ、その原因の一つに考えられるのは、現状の時間外勤務の計画時間数が人事課から各部へ、さらに部が各課へ配分するという方法にあり、その結果として各所属では自らが立てた計画値でないという意識が働いてしまうことは否めないと思われる。

予算の範囲内で設定された全庁の計画のもとで、それぞれの所属が配分された計画値の範囲内に実績を収めるよう努力すべきであることから、各所属においては増減要因を的確に分析し、着実に次年度へ繋げる一方、人事課においては各所属の分析結果を精査し、部内または課内において繁閑状況に応じて弾力的な応援体制を講じるよう指導するとともに、その上でさらに特別な要因により真に避け難いものについては計画値への一定の反映を検討するなど、計画と実績の乖離の縮小に努められたい。

また、業務改善に向けて真剣に取り組むべきことは言をまたないが、併せて、日々の業務の進行管理等を的確に行い、計画的に業務遂行を図る観点とともに、勤務にメリハリをつけるためにも、現在、取り組まれている朝礼・終礼は有効と思われるので、実施率の向上に努められたい。

(2) 長期保有土地について（総合政策部企画調整課）

公有地拡大の推進に関する法律に基づき、県からの要請により県土地開発公社が公共事業用地として先行取得した約117ヘクタールの土地が、長いものは約30年以上にわたり利用されないままの状態になっている。

本年2月には、県土地開発公社に対し、土地の管理者として将来の土地利用に向けた境界確定などの条件整備に努めるべき趣旨の意見を付したところであるが、土地取得を依頼した県においては、県有財産の有効利用の観点から、それぞれの土地の特性に応じた最適利用をできるだけ早期に検討するとともに、将来の利用が見込めない場合は、保安林等としての公有化や、一般への売却をも視野に入れた速やかな処分を検討されたい。

(3) アセットマネジメントについて（琵琶湖環境部下水道課、農政水産部耕地課、土木交通部道路課、教育委員会事務局教育総務課）

県の庁舎・学校などの県有施設や道路・水路・橋梁などの社会資本については、その多くが更新時期を迎え、今後、施設の維持・更新に膨大なコストがかかることから、財政負担が大変危惧されるところであり、計画的な修繕を実施するなど資産の長寿命化を図りながら、施設のライフサイクルコストの低減や経費の年度間の平準化を目的としたアセットマネジメントの取組は全庁的な喫緊の課題である。しかし、そのための業務は膨大であることから、その実行に必要な情報の整理と体制整備を進め、できるだけ早期に推進計画を策定のうえ、着実な実行を図られたい。

また、施設等維持管理における国の補助制度にも関わることであり、アセットマネジメントを推進するために、

関係機関が一体となって効率的に取り組むための推進体制の整備・運営や、アセットマネジメント推進に不可欠なデータベースシステムの開発や保守管理等に対する国への財政支援要望についても、積極的に取り組まれない。

(4) 在宅看取りプロジェクトについて (健康福祉部医療福祉推進課)

高齢化が進展する中で、「在宅看取り」が可能な体制の構築が大きな課題の一つであると考えられる。

今年度実施された県民意識調査の結果では、人生の最期を迎えたいと思う場所はどこかについて、県民の約半数が自宅で最期を迎えたいと回答しているが、現状では、病院での死亡が約80%を占めている。しかし、団塊の世代が80歳を超える2030年には、病床数の増加は見込めないという理由から、結果として在宅での看取りが現在の2倍になると推計されている。

県としても高齢者が住み慣れた地域、家庭において安心して質の高い生活が送れるような体制づくりに向けて、在宅看取りプロジェクトに取り組んでいるが、自宅で最期を迎えられる環境を整備するための課題は、最後に看取るいわゆる「かかりつけ医」である多数の開業医の協力であり、それは訪問診療や往診を積極的にしてくれる開業医をいかに増やしていくかである。また、医師と看護師、薬剤師、介護職などによる医療と福祉の連携が有機的に機能するかである。

については、このような課題を着実に解決し、県民が望む在宅看取り実現に一層取り組まれない。

(5) 後発医薬品 (ジェネリック医薬品) の使用促進について (健康福祉部医務薬務課)

我が国は、国民皆保険制度により、一定の自己負担で必要な医療サービスが受けられる体制を整備し、維持してきたが、今や医療費は莫大な額となり平成22年度では約38兆円であった。今後、医療技術の進歩や高齢化の進展により、医療費の大幅な上昇が見込まれており、持続可能なシステムを作り上げていくことが喫緊の課題である。

そこで、医療費削減に向けた方法の一つとして、ジェネリック医薬品の使用促進が有効と考えられる。ジェネリック医薬品は、品質、安全性および有効性は先発医薬品と同じとされ、先発医薬品に比べて薬価が安いいため、患者の薬剤費の自己負担の軽減や医療費の削減を図ることが可能となる。

県内での平成24年3月におけるジェネリック医薬品は、数量シェアで22.5%という状況にあり、国においても「平成24年度中に、ジェネリック医薬品の数量シェアを30%以上とする」との目標を掲げている。

については、県においてもジェネリック医薬品の使用促進に向けて、医師、薬剤師、患者等に対し積極的なPR活動を行い、その理解を深めるとともに、使用促進に向けて一層取り組まれない。

(6) 実効性の高い学校評価の実施について (教育委員会事務局学校教育課)

県立中・高等学校は、平成20年度から自己評価を実施するとともに、生徒・保護者等の学校関係者による外部アンケート等による評価も実施し、県教育委員会や学校のホームページで公表している。しかし、現在の公表内容では、学校運営を改善し、教育水準の向上を図るなどの学校評価の目的に照らし十分なものとは言い難い。

については、学校評価のための外部アンケート等について、生徒による授業評価的な視点を加えるなどの設問項目の見直しや、第三者として、専門家による評価や他校の教師による評価を実施するなど、学校評価がより実効性の高いものとなるよう、一層効果的な評価手法を検討されたい。

また、学校評価のための外部アンケート等の内容・集計結果等について、一部の学校が自主的に実施しているように、全ての学校において積極的に公表するなど、評価の透明性を高めるような公表方法も検討されたい。

(7) 小児保健医療センターの将来像について (病院事業庁小児保健医療センター)

小児保健医療センターの病床利用率は、第二次県立病院中期計画 (計画期間:平成21年度~平成23年度)の期間中、目標値75~76%台に対し、実績はそれを下回る数値で推移し、特に、平成23年度は目標76.9%に対して68.8%と目標を大きく下回るとともに、国の「公立病院ガイドライン」で病床数等を見直す一つの基準として示されている70%をも下回ったところである。

については、第三次県立病院中期計画 (計画年度:平成24年度~平成28年度)の実現に向けて努力されているが、病床利用率等の経営指標の改善に、さらに努められたい。

また、当センターは、小児を対象にした本県拠点病院として、医療環境の変化や県民ニーズの多様化を踏まえて、平成24年度に策定される滋賀県保健医療計画と整合を図りながら、当センターの「果たすべき役割」、「必要な医療機能」など、今後のあるべき方向をあらためて示されたい。

(8) 安全なまちづくりについて (総合政策部県民活動生活課、警察本部)

本県では、刑法犯認知件数を平成14年のピーク時の半減以下に堅持することを大前提に、犯罪抑止目標を「さ

らなる犯罪の減少」として、その目標達成に向けて滋賀県総ぐるみ運動が展開されている。

また、「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり実践県民会議（会長：知事）では、子ども、女性や高齢者等の社会的弱者を特に守るための方法として、犯罪多発警報等発令制度を本年 2 月からスタートさせた。特に 9 月には、強制わいせつ事件が多発し、痴漢等多発警報が 20 日間の長期にわたり発令されるなど、安全で安心なまちづくりを目指す本県にとっては看過できない深刻な事態となっている。

そこで、子ども、女性や高齢者等を犯罪から守り、安全で安心なまちづくりをより一層推進するために、地域における防犯意識の高揚や自主防犯活動の活性化の取組とともに、犯罪多発地域において抑止効果の高い防犯カメラの設置促進に一層積極的に取り組むなど、効果的な対策を促進するよう、市・町や自治会に対して働きかけられたい。

 監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、知事等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成 24 年 11 月 26 日

滋賀県監査委員	宇	賀	武
"	平	居	新 司 郎
"	山	田	実
"	谷	口	日 出 夫

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査執行対象機関名	中央子ども家庭相談センター
監査執行年月日	平成 24 年 3 月 1 日
監査結果報告年月日	平成 24 年 3 月 22 日
監査の結果	<p>児童保護措置費および児童福祉施設措置費に係る負担金収入について、平成 23 年 12 月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ 980,788 円増加し、40,214,474 円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。</p> <p>当該監査の結果に基づき講じた措置の内容</p> <p>負担金を未納している保護者に対しては、毎月、督促状を送付して納付を求め、収入担当職員や児童福祉司が機会あるごとに電話または家庭訪問により督促を行った結果、平成 24 年 1 月以降、786,504 円の収入（繰越分）があり、平成 24 年 10 月末日現在の収入未済額（繰越分）は、31,963,920 円となっている。</p> <p>長期の未納者については、その実情をより詳細に把握し、財政課公有財産・債権回収支援担当の支援を受けながら、さらなる収納促進に努めたい。</p> <p>また、新規に入所措置を必要とする児童の保護者に対しては、入所手続の際に負担金の納入について丁寧な説明を行うとともに、口座振替の利用を指導し、新たな収入未済が生じないよう、より確実な収納に努めたい。</p>

監査執行対象機関名	水口東高等学校
監査執行年月日	平成 24 年 3 月 1 日
監査結果報告年月日	平成 24 年 3 月 22 日
監査の結果	<p>教育用コンピューター式の賃貸借契約において、東日本大震災の影響等により対象物件の賃貸借開始日が遅れたにもかかわらず、契約どおりに完納されたとして検査し、対象物件が完納されていない期間の賃借料を支出していた。</p> <p>今後は、適正に検査・検収を行うとともに、今後の取扱いについて、関係機関と協議のうえ適正に処理されたい。</p> <p>当該監査の結果に基づき講じた措置の内容</p> <p>東日本大震災による影響により物品の納入が遅れたことが事実としても、物品の賃貸借契約に基づく支出は、物品が納入され、検査に合格し、全ての対象物件の引渡が完了してはじめて可能となるものである。</p> <p>よって、対象物件の引渡を終えるまでの 1 か月分の賃借料 233,205 円については、契約変更を行い当該年度の支払額を減額の上、調整を行った。</p> <p>今後は適正な検査・検収を行い、適正な会計事務の執行に努めたい。</p>

監査執行対象機関名	安曇川高等学校
監査執行年月日	平成24年2月9日・3月15日
監査結果報告年月日	平成24年3月22日
監査の結果	<p>教育用コンピューター式の賃貸借契約において、東日本大震災の影響等により対象物件の賃貸借開始日が遅れたにもかかわらず、契約どおりに完納されたとして検査し、対象物件が完納されていない期間の賃借料を支出していた。</p> <p>今後は、適正に検査・検収を行うとともに、今後の取扱いについて、関係機関と協議のうえ適正に処理されたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>東日本大震災による影響により物品の納入が遅れたことが事実としても、物品の賃貸借契約に基づく支出は、物品が納入され、検査に合格し、全ての対象物件の引渡が完了してはじめて可能となるものである。</p> <p>よって、対象物件の引渡を終えるまでの3か月分の賃借料644,805円については、契約変更を行い当該年度の支払額を減額の上、調整を行った。</p> <p>今後は適正な検査・検収を行い、適正な会計事務の執行に努めたい。</p>

監査執行対象機関名	大津警察署
監査執行年月日	平成24年1月30日
監査結果報告年月日	平成24年3月22日
監査の結果	<p>職員の不注意による交通事故が4件（県過失割合100%：3件、85%：1件）発生し、保険を含めて348,324円が支払われているほか、相手側に損害が生じている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>(1) 公用車事故の再発防止のため、毎朝礼時や毎月の招集日教養等あらゆる機会を捉えて安全運転の徹底を図るとともに、同乗者に対する注意義務等の指導を行ったほか、毎週月曜日には安全運転5則の唱和を行い安全運転意識の向上に努めた。</p> <p>(2) 実際に運転している車窓映像を撮影・編集したビデオ映像を使用し、運転者と助手席同乗者の役割と連携、安全確認及び喚呼要領を習熟させるため、運転経験の浅い若手警察官20人に模擬運転訓練を行い、訓練後に、署長以下複数の幹部が映像を確認しながら注意点等を個別に指導するなど交通事故防止の徹底を図った。</p> <p>(3) 交通事故防止に対する意識の向上を図るため、当直班、交番ブロック単位など29グループで、交通事故の事例から発生原因を分析し、事故防止の方策を討議させ、交通事故防止の徹底を図った。</p> <p>(4) 事故形態で後退時の事故の根絶するため、事故防止のための助手席の役割を再徹底するため、状況に応じた具体的な行動等を示した教養資料を配付し、指導教養を行った。</p> <p>(5) 公用車の運転に際しては、常日頃から幹部職員が職員の体調や健康状態を確認するとともに、安全運転の励行について具体的に指示するなど、注意喚起を促し、交通事故の未然防止に努めている。</p> <p>(6) 朝礼時に無作為に選出された職員に、職員の交通事故防止をはじめ非違事案防止のため1分間スピーチを実施し、意識の向上に努めている。</p> <p>(7) 今後も引き続き、こうした事故防止のための注意喚起と指導教養を行うなど、交通事故防止対策を推進し、公用車の適切な管理に努めることとしている。</p>

監査の結果に付した意見に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査結果報告年月日	平成24年3月22日
監査の意見	<p>(1) 職業訓練の充実について</p> <p>高等技術専門学校における平成23年度の入校状況を見ると、応募者が定員を大きく上回る科がある一方で、募集定員に満たない科が相当数見受けられる。特に、普通課程のコンピュータ制御科では平成17年4月の科開設当初から定員割れが続き、平成23年度の入校者は定員の半分の10名と低迷し、また、1年ないし6か月の短期課程でも14科の内9科で定員割れが生じるなど、科ごとのばらつきが目立ち、当校の施設設備や指導職員等の経営資源の活用面でも不効率な状況にある。</p>

こうしたことから、例えば、訓練分野やカリキュラム等は企業や受講生のニーズと合致しているか、さらには、入校生募集の広報周知活動は十分か、などあらゆる角度から検討を加え、他の職業訓練機関等との役割分担と連携も踏まえながら不断の見直しを行い、より効果的・効率的な職業訓練に努められたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(高等技術専門学校)

訓練生の募集活動については、オープンカレッジ・訓練見学会・訓練説明会の開催や体験入校など広報活動の充実に努めてきている。これらに加え平成24年度からは新たに「おうみ若者未来サポートセンター」と連携して訓練説明会を毎月開催するなど、より一層の募集活動に努めている。経済・雇用情勢により入校者数が左右される側面があるものの、今後も広報活動を工夫し求職者の入校促進を図っていききたい。

また、訓練の見直しについては、職業能力開発施設は就職に必要な技能・知識を付与するとともに労働者のセーフティネットとしての役割も担っていることから、県内企業および受講者のニーズの把握に努め、双方のニーズがマッチした訓練内容となるよう絶えず見直しを行い、一層効果的・効率的な職業訓練の推進に努めていききたい。

監査結果報告年月日 平成24年 3月22日

監 査 の 意 見

(2) 電子化の流れの中での図書館のあり方について

県立図書館においては、インターネットを利用した所蔵図書・新聞等の検索機能や、貸出中の図書の予約サービス等を他府県に先駆けて平成13年度から導入するなど、ITを活用した利用者へのサービスの充実に取り組まれてきたところである。

一方、一部の公共図書館においては、既に平成19年にはインターネットを利用した電子書籍の閲覧サービスが開始されており、その後も徐々にではあるがサービスを開始する図書館が出てきている。

今後、情報処理技術の進展などに伴い、インターネットによる閲覧サービスが普及することにより、例えば24時間いつでも自宅で閲覧ができ、また、目の不自由な人が読み上げによる閲覧もできるなど利便性の向上が期待される。

インターネットによる閲覧サービスのシステム化には大きな初期投資が必要と思われるが、本県においても、電子化の流れに遅れることなく、先行の図書館などの事例を参考に、導入に伴うメリット、デメリットも考慮しつつ、電子化時代に対応した新しい図書館のあり方について検討を進められたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(図書館)

平成24年 4 月、電子図書導入の可能性等を検討するため、「電子図書検討委員会」を設置し、5月開催の第1回委員会において、電子図書検討の行程表を作成しました。

これに従い、5月25日から6月8日にかけて、図書館に電子図書導入実績のある3業者から、各社商品の閲覧方法、電子図書(ファイル)の種類やコンテンツ内容および価格等について、聞き取り調査を実施しました。

また、9月12日から20日にかけて、全国の図書館の中で、電子図書の導入実績(実証実験を含む)のある都道府県立図書館と政令指定都市立図書館4館に対して、電子図書導入経緯や利用者の反応および導入費用等の聞き取り調査を行いました。

今後、これらの結果を分析し、これからの方針を協議することとします。

